

# 役員報酬規程

社会福祉法人あさか会

## （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人あさか会の役員等の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 この規程に定める役員とは、理事・監事・評議員および事務長（以下「役員等」とする）をいう。

## （報酬等の支給）

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- （1）常勤役員等については、報酬等を支給する。
- （2）非常勤役員等については、別表に基づいて、業務に応じた報酬等を支給する。

第3条の2 役員等には、理事会および評議員会への出席にかかる報酬として以下の金額を支給する。

理事会および評議員会1回につき、1万円を支給する。ただし、職員給与もしくは役員報酬が支給されている役員等については、勤務時間内での出席については報酬を支給せず、勤務時間外の場合には支給する。

第3条の3 監事には、監事監査への出席にかかる報酬として監事監査1回につき、5万円を支給する。

## （支給の方法）

第4条 第3条の2および第3条の3にかかる支給の方法は、それぞれ出席の都度、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して現金にて支給する。

計算金額に1円未満の端数が生じたときは、1円未満を四捨五入する。

(公表)

第5条 この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則 本規程は、2010年6月1日より施行する。

附 則 本規程は、2018年7月1日より施行する。

附 則 本規程は、2022年4月1日より施行する。

別表

週あたり勤務時間	報酬月額
30時間	30万円
20時間	20万円
10時間	10万円